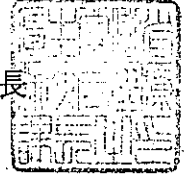


保医発0520第3号
平成23年5月20日

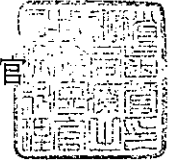
地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官

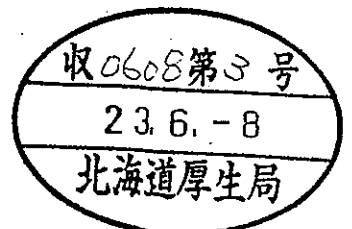


「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する
手続きの取扱いについて」の一部改正について

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成22年3月5日保医発0305第3号)について下記のとおり改正し、本日より適用することとしますので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添1第89の4(1)中「ラコール及びラコール配合経腸用液」を「ラコール、ラコール配合経腸用液、ツインラインNF配合経腸用液及びラコールNF配合経腸用液」に改める。



(参考：新旧対照表)

◎「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成22年3月5日付け保医発0305第3号)

改正後	現 行
<p>別添1 特掲診療料の施設基準等</p> <p>第89 後発医薬品調剤体制加算 1～3 (略)</p> <p>4 後発医薬品の規格単位数量の割合を算出する際に除外する医薬品 (1) 経腸成分栄養剤 エレンタール、エレンタール配合内用剤、エレンタールP、エレンタールP乳幼児用配合内用剤、エンシュア・リキッド、エンシュア・H、ツインライン、ツインライン配合経腸用液、ハーモニッカーM、ハーモニッカーF、<u>ラコール</u>、<u>ラコール配合経腸用液</u>、<u>ツインラインNF配合経腸用液</u>及び<u>ラコールNF配合経腸用液</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>別添1 特掲診療料の施設基準等</p> <p>第89 後発医薬品調剤体制加算 1～3 (略)</p> <p>4 後発医薬品の規格単位数量の割合を算出する際に除外する医薬品 (1) 経腸成分栄養剤 エレンタール、エレンタール配合内用剤、エレンタールP、エレンタールP乳幼児用配合内用剤、エンシュア・リキッド、エンシュア・H、ツインライン、ツインライン配合経腸用液、ハーモニッカーM、ハーモニッカーF、<u>ラコール</u>及び<u>ラコール配合経腸用液</u></p> <p>(2) (略)</p>